

# 告 示

## 埼玉県告示第一号

埼玉県議会平成二十八年十二月定例会において議決された平成二十八年年度埼玉県一般会計補正予算（第四号）及び平成二十八年度埼玉県病院事業会計補正予算（第一号）を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十九年一月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

平成28年度埼玉県一般会計補正予算（第4号）

平成28年度埼玉県一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ883,824千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,894,213,068千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 分担金及び負担金		3,245,794	58,387	3,304,181
	2 負担金	2,983,524	58,387	3,041,911
9 国庫支出金		182,420,397	618,383	183,038,780
	2 国庫補助金	49,278,779	618,383	49,897,162
13 繰越金		554,153	122,054	676,207
	1 繰越金	554,153	122,054	676,207
15 県債		245,912,000	85,000	245,997,000
	1 県債	245,912,000	85,000	245,997,000
歳入合計		1,893,329,244	883,824	1,894,213,068

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		93,252,626	3,297	93,255,923
	3 県民費	13,130,652	3,297	13,133,949
3 民生費		347,664,259	551,177	348,215,436
	1 社会福祉費	259,359,438	185,938	259,545,376
	2 児童福祉費	76,143,968	363,283	76,507,251
	3 生活保護費	11,654,537	1,956	11,656,493
6 農林水産業費		23,686,093	329,350	24,015,443
	4 林業費	4,803,275	10,666	4,813,941
	5 農地費	8,208,525	318,684	8,527,209
歳出合計		1,893,329,244	883,824	1,894,213,068

第2表 繰越明許費補正

追 加

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
8 土 木 費	2 道 路 橋 り よ う 費	災害防除費	150,000
		電線地中化（道路）整備費	130,000
		社会資本整備総合交付金（改築）事業費	50,000
		橋りょう修繕費	160,000
	3 河 川 費	河川改修費	150,000
		社会資本整備総合交付金（河川）事業費	107,000
	4 都 市 計 画 費	社会資本整備総合交付金（街路）事業費	260,000

第3表 地方債補正

追 加

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
<p>児 童 相 談 所 一 時 保 護 所 棟 整 備 事 業</p>	<p>3,000</p>	<p>普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る時は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。</p>	<p>10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れられる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。</p>	<p>政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。</p>

変 更

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
児童福祉施設整備事業	454,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る場合は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	459,000		( 補正前に同じ。 )	
農業基盤整備事業	1,022,000	同	上	同	上	1,099,000	( 同 上 )	

平成28年度埼玉県病院事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 平成28年度埼玉県病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成28年度埼玉県病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入 (単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 病院事業収益	49,366,250	1,471,608	50,837,858
第1項 医業収益	39,075,549	1,471,608	40,547,157

支 出 (単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 病院事業費用	54,254,978	1,449,717	55,704,695
第1項 医業費用	51,984,658	1,449,717	53,434,375



(債務負担行為)

第3条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり追加して補正する。

(単位 千円)

事	項	期	間	限	度	額
医療型障害児入所施設整備事業		平成	29	年度		883,398

(たな卸資産購入限度額)

第4条 予算第9条中「7,494,665千円」を「8,944,382千円」に改める。